

議案第7号

墨田区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月12日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を
改正する条例

墨田区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年墨田区
条例第31号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

墨田区行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例

第1条中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改める。

第2条第1号中「及び規則」の次に「その他の区の機関の定める規程」を加え、
「第138条の4第2項に規定する規程並びに同法」を削り、「、東京都の規則及び」
を「及び規則並びに」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 区の機関 次に掲げるものをいう。

ア 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員又はこれらに置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であって法令又は条例等により独立に権限を行使する
ことを認められたもの

ウ 議会

第2条第9号中「又は保存」を「、又は保存」に改める。

第3条第1項中「区の機関は、」を削り、「により書面等により行うこととして」
を「において書面等により行うことその他のその方法が規定されて」に、「規則（地
方自治法第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）」を「墨田区規
則（以下「規則」という。）」に、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に、

「) を使用して行わせる」を「以下同じ。) を使用する方法により行う」に改め、同条第2項中「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等」を「に関する他の条例等の規定に規定する方法」に改め、同条第3項中「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、区の機関は、」を「申請等のうち」に、「により署名等をする」として「もの」を「において署名等をする」として規定されているものを第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の1項を加える。

5 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第4条第1項中「区の機関は、」を削り、「により書面等により行うこととして」を「において書面等により行うことその他のその方法が規定されて」に、「(区の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。) を使用して」を「を使用する方法により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、処分通知等を区の機関以外の者に対して行う場合にあっては、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等」を「に関する他の条例等の規定に規定する方法」に改め、同条第3項中「同項の」を「当該」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、区の機関は、」を「処分通知等のうち」に、「により署名等をする」として「もの」を「において署名等をする」として規定されているものを第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の1項を加える。

の」を「において署名等をするものが規定されているものを第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の1項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第5条第1項中「区の機関は、」を削り、「により書面等により行うこととして」を「において書面等により行うことが規定されて」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第2項中「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する」を「に関する他の条例等の規定により」に改める。

第6条第1項中「区の機関は、」を削り、「により書面等により行うこととして」を「において書面等により行うことが規定されて」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第2項中「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する」を「に関する他の条例等の規定により」に改め、同条第3項中「第1項の場合において、区の機関は、」を「作成等のうち」に、「により署名等をするものとして」を「において署名等をするものが規定されているものを第1項の規定により電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削る。

第9条を第10条とする。

第8条の見出し中「使用」を「使用等」に改め、同条中「区の機関が」を削り、「使用して行わせ又は」を「使用する方法により」に、「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項中「における情報通信の技術の利用の推進を図る」を「において情報通信技術の利用を推進する」に、「その他必要な措置を講ずるよう努める」を「を図る」に改め、同条第2項中「措置を講ずる」を「情報システムの整備」に、「情報通信の技術の利用における」を「当該情報システムの」に、「するよう努めるものとする」を「するために必要な措置を講じなければならない」に改め、同条第3項中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(適用除外)

第7条 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項又は第4条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）については、第3条及び第4条の規定は、適用しない。

2 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）については、第5条及び前条の規定は、適用しない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 申請等に基づき行う処分通知等に係るこの条例による改正後の第4条第1項ただし書の規定は、この条例の施行の日以後に行われた申請等に基づき行う処分通知等について適用する。

(墨田区印鑑条例の一部改正)

3 墨田区印鑑条例（昭和50年墨田区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「墨田区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「墨田区行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例」に改める。

(提案理由)

デジタル社会の進展等を踏まえ、区民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、電子情報処理組織を使用することができる手続等の対象を拡大する等の必要がある。